

富山県介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

1 概要

(1) 経緯

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号）（第 3 次一括法）」が施行され、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）が改正されました。

この法改正により、これまで厚生労働省令等で全国一律に定められていた居宅介護支援等の基準について、地方自治体が条例で定めることとされました。このうち、下記の省令で定められていた基準について、都道府県・政令指定都市又は中核市の条例で定めることとされました。

関係法律	基準省令
介護保険法	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

(2) 現行省令で定める基準の分類

各基準を定めるに当たり、現行の省令において、①従うべき基準、及び、②参酌すべき基準をそれぞれ規定し、条例の制定に一定の方向性が与えられています。

基準の区分	条例で定める主な事項
①従うべき基準 原則として、省令と異なる内容を定めることは許されないもの	①従業者に係る基準及び当該事業者の員数 ②運営に関する事項であって、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
②参酌すべき基準 地方自治体が十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて、省令と異なる内容を定めることが許されるもの	上記以外の基準

2 条例の整備の考え方

富山県では、条例制定にあたって、次に掲げる事項については、国の省令と異なる基準（独自基準）を設け、その他の事項については、これまでの国の基準により適切なサービス提供や健全な事業運営が確保されていることから、省令と異なる又は上回る基準とすべき特段の理由はないと考えられるため、省令どおりとします。

現行（省令）基準	独自基準（案）	設定の理由
<暴力団の排除> （規定なし）	事業の運営について暴力団の関与禁止を規定。	事業の適切な運営を確保するもの
<居宅介護サービス計画の交付> 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。	介護支援専門員が居宅サービス計画を作成した際の交付先に「主治の医師」を加える。（ただし、主治の医師が交付不要とした場合は除く）	医療・介護連携を促進するために明文化するもの。

<p><キャリアパス制度の構築> (規定なし)</p>	<p>事業者は、任用の際における職責又は職務内容の要件を書面をもって定め、全ての従業者への周知に努めるものとする。</p>	<p>介護人材確保対策として、事業者にはキャリアパス制度の構築を求めるもの。</p>
<p><記録の整備> 諸記録の保管は完結の日から<u>2年</u>間保存しなければならない。</p>	<p>介護サービスの提供にかかる諸記録の保存期間を完結の日から5年間とする。</p>	<p>介護報酬返還請求権の消滅時効と整合をはかるもの。</p>

3 条例の適用範囲

富山市を除く県内 ※富山市においては、別に条例を制定

4 施行期日

平成26年7月1日